

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「コーポレートガバナンス」を、「株主・顧客・従業員・地域社会等ステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」と認識し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、継続的にその充実に取り組む。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. ステークホルダーとの相互利益を考慮し、適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会は、「ビジネステーマ・戦略」を明確に示し、幅広い視野で客観的に「リスク管理体制の構築」・「業務執行の監督」を行い、リーダーシップを発揮する。
5. 株主の声に耳を傾け、また当社の経営方針に理解を得る機会を持ち、建設的な対話から、それを経営に反映させる体制整備に取り組む。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえて、議決権の行使環境作りを進めます。招集通知の英訳・議決権電子行使プラットフォームの導入については、当社の海外機関投資家比率、システムの導入・使用コスト等を総合的に勘案して、導入の要否を判断します。現状においては不要と判断します。

【原則2-6】

現在弊社は、アセットオーナーとしての機能を発揮できるまで企業年金の専門性を持った人材を確保できておりませんので、今後の課題といたします。

【原則4-11】

現任の監査役の中に財務・会計の知見を有する者がおりませんが、今後、財務・会計の知見を有する監査役を選任できるように努力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

下記の各原則に基づく開示内容は、下記URL・当社ホームページ掲載の「コーポレートガバナンス・コードに基づく開示」に記載のとおりですので、そちらをご参照願います。

<http://www.suncall.co.jp/>

【原則1-4 政策保有株式】

【原則1-7 関連当事者間の取引】

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則4-1-1】

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

【補充原則4-11-1】

【補充原則4-11-2】

【補充原則4-11-3】

【補充原則4-14-2】

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	8,509,000	26.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	5,069,000	15.70

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,003,000	6.20
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	3.10
株式会社京都銀行	768,000	2.40
サンコール従業員持株会	623,000	1.90
トヨタ自動車株式会社	623,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	531,000	1.60
京都中央信用金庫	365,000	1.10
THE BANK OF NEW YORK, NON - TREATY JASDEC ACCOUNT	364,000	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

--	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

--	--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

--	--

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土井俊英	他の会社の出身者							○				
北山修二	他の会社の出身者					○		○				
藏本一也	他の会社の出身者										○	
平山広美	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土井俊英		社外取締役 伊藤忠オートモービル株式会社	伊藤忠商事株式会社における国内外での長年の経験から、経営の監督とチェック機能が期待でき、社外取締役として適しています。同氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はなく、独立性は確保されていると判断しております。

北山修二		社外取締役 株式会社神戸製鋼所	長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、経営の監督とチェック機能を期待でき、社外取締役として適しています。同氏は、当社の主要取引先(材料仕入れ先)であり、当社の主要株主でもある株式会社神戸製鋼所の業務執行者ではありますが、当社の材料調達を担当する部門の所属ではなく、製造部門に所属しており、材料仕入れも含め当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうることがないことから、当社との取引を直接担当する立場ではなく、独立性は確保されていると判断しております。
藏本一也	○	社外取締役 同志社大学ビジネス研究科	一般企業での勤務経験を有しておられるとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、株式会社の牽制・チェック機能等のコーポレート・ガバナンス分野および企業の財務・会計分野を専門の一つとされていることから、客観的・総合的な視点から当社の経営に対する監督とチェック機能が期待できるとともに、かつ、財務および会計に関する相当程度の知見を有されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社は、藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがありますが、その総額は僅少であり一般株主と利益相反取引のおそれがないものと判断しております。
平山広美	○	——	上場企業における長年の法務部門責任者、常勤監査役等としての実務経験から、上場企業におけるコーポレートガバナンス、コンプライアンスに係る実務経験、専門的な知見を有されており、客観的・総合的な視点から当社の経営に対する監督とチェック機能が期待できるとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。他方、当該上場会社と当社との間には、役員の属性について該当する項目が無く、一般株主と利益相反取引のおそれがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会(含む社外監査役)は、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制や監査手続きなどについて説明を受け、必要に応じて監査役が調査しております。

監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うと共に、2回/年以上、定期的な会合を持ち内部統制システムの状況、リスクの評価、監査重点項目等について意見交換を行っています。

監査役(含む社外監査役)と社長直轄の内部監査室(内部監査と内部統制を担当)は、内部統制の有効性及び本社各部門やグループ会社を対象にした業務監査からの課題等について意見交換を行うなど関係を強め、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉岡靖之	他の会社の出身者													
山浦周一郎	他の会社の出身者									○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉岡靖之		社外監査役 過去に主要株主である伊藤忠商事株式会社 の業務執行者でした。	伊藤忠商事株式会社において、長年にわたり 内部監査部門、内部統制部門等の責任者を務 めてこられ、上場会社におけるコーポレートガ バナンス、コンプライアンスについて専門的な 知見を有されておりますので、客観的・総合的 な視点から当社の経営に対する監督とチェック 機能が期待できるとともに、社外監査役として の職務を適切に遂行していただけるものと判断 しております。
山浦周一郎		社外監査役 主要株主である伊藤忠商事株式会社の 業務執行者です。	伊藤忠商事株式会社において、経理部門の責 任者やCFOを歴任され、財務および会計に関 する相当程度の知見を有しておられますことか ら、客観的・総合的な視点から当社の経営に対 する監督とチェック機能が期待できるとともに、 社外監査役としての職務を適切に遂行してい ただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
--

業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

更新

取締役(社外取締役を除く) 5名 178百万円
監査役(社外監査役を除く) 1名 16百万円
社外役員 6名 44百万円
(注) 2019 年3 月期

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。なお、当社は内規におきまして、役員の報酬範囲、算定期間・算定方法等の方針につき、定めております。これらの方針に基づき、1年毎に会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

取締役の個別具体的な報酬額は、株主総会で承認された報酬限度内で、取締役会決議により委任された代表取締役が、この内規に基づき決定しております。

なお、取締役及び執行役員(以下これらを総称して「役員等」といいます。)の指名および役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に、その諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名報酬諮問委員会」を設置いたします。同委員会におきまして、独立社外取締役の適切な関与助言を得つつ、取締役の指名及び取締役の報酬等について審議することにより、取締役の指名および取締役の報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上、ひいては、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図ります。

また、監査役の個別具体的な報酬額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査役の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務・管理部門が、必要に応じて情報伝達等サポート体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役会設置会社です。取締役9名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役2名)の体制をとっております。取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる態勢としております。代表取締役などと直接の利害関係のない独立した立場から、客観的な視点で取締役会を監督するため、社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の決定と日常の業務執行を区分することで、取締役会の意思決定と監督機能の強化を図っております。

取締役会は原則月1回開催され、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を逐次監督しております。取締役会の決定した基本方針に基づき、全般的な業務執行方針および計画ならびに重要な業務に関し協議するために、部門長の集まりである経営会議、執行役員会議を毎月1回開催しております。

代表取締役社長直轄且つ他部門から独立した内部監査室(4名)を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令、定款及び社内ルールに基づき適法且つ公正に運営されているか等、各部門の内部統制、コンプライアンス、業務遂行状況等についての内部監査を年間計画に基づき実施し、業務の改善提案、改善結果の確認等を行い、その内容を適宜、取締役、監査役に報告しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。各監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、必要に応じて子会社に対しても、事業の報告を求める等、調査しております。代表取締役2名との定期的な意見交換の場(監査役提言会議)を持つ等、監査の実効性の確保並びにコンプライアンスと内部統制の充実強化を図っております。更に、取締役から報告を求め、競業取引、利益相反取引・財産上の利益供与等について調査を行っております。

会計監査人有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結し、正しい経営情報の提供を通じて、公正不偏な立場での監査が実施できる状況を整えております。

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

なお、当社は内規におきまして、役員の報酬範囲、算定期間、算定方法等の方針につき、定めております。これらの方針に基づき、1年毎に会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

取締役の個別具体的な報酬額は、株主総会で承認された報酬限度内で、取締役会決議により委任された代表取締役が、この内規に基づき決定しております。

なお、取締役及び執行役員(以下これらを総称して「役員等」といいます。)の指名および役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に、その諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名報酬諮問委員会」を設置いたします。同委員会におきまして、独立社外取締役の適切な関与・助言を得つつ、取締役の指名及び取締役の報酬等について審議することにより、取締役の指名および取締役の報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上、ひいては、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図ります。

また、監査役の個別具体的な報酬額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査役の協議によって定めております

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社です。取締役9名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役2名)の体制をとっております。取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる態勢としております。代表取締役などと直接の利害関係のない独立した立場から、客観的な視点で取締役会を監督するため、社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の決定と日常の業務執行を区分することで、取締役会の意思決定と監督機能の強化を図っております。

取締役会は原則月1回開催され、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を逐次監督しております。取締役会の決定した基本方針に基づき、全般的な業務執行方針および計画ならびに重要な業務に関し協議するために、部門長の集まりである経営会議、執行役員会議を毎月1回開催しております。

なお、取締役及び執行役員(以下これらを総称して「役員等」といいます。)の指名および役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に、その諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名報酬諮問委員会」を設置いたします。同委員会におきまして、独立社外取締役の適切な関与、助言を得つつ、取締役の指名及び取締役の報酬等について審議することにより、取締役の指名および取締役の報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上、ひいては、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実に図ります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日は回避しております。
その他	招集通知の発送日に先立ち、招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後に株主交流会にて実施しております。 また、個人投資家向けIRも開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時掲示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務・管理部門内にIR責任者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TDnet への適時開示を遵守しております。また、当社ホームページに掲示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、内部統制システム構築・運営に関する基本方針に関し、下記のとおり決議し、その体制構築、運営に向けて取り組んでおります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は、取締役会における決定事項に基づき、高い倫理観を持って「職務権限規程」その他の社内規程に従い職務を執行する。各取締役が相互に監督することと、監査役が取締役の業務の執行状況をチェックすることで、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務執行に係る情報は、ルールを定めて検索性の高い状態で、かつ漏洩防止策を講じて、保管する。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌や決裁権限、意思決定の手順を明確にし、組織的かつ効率的な意思決定を行えるよう体制を構築・運用する。

当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社の使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを徹底する。行動規範を始めとした推進体制を構築・運営する。

当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
ア 当社およびその子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループ会社が重要な意思決定について当社の事前承認を得ること、また営業成績・財務状況その他の重要な情報を当社へ報告する体制について、社内規程に定め、構築・運用する。

イ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ会社のリスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

ウ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループ全体に周知徹底する。

エ グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスの推進体制を構築・運用する。

オ 上記以外の、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社を統括するため、指揮・命令・支援・管理事項・報告事項・監査等の体制を「グループ内部統制基本規程」に定め、運用する。当社は、グループ会社ごとに主管部門を定め、会社経営に係る各種事項についてのトータル的な支援・管理にあたる体制とする。

監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）に関する事項
当社は、監査役会の求めに応じて、補助使用人として専任の使用人を置く。

当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人の任命・考課・人事異動・懲戒については、監査役会の同意を必要とする。

補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令のもとに職務を遂行する。

当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
・当社およびグループ会社の取締役・使用人が、事業状況・リスク管理・コンプライアンス等重要な報告を行う各種重要な会議に、監査役が出席できる体制を構築・運用する。

・当社は、当社グループの取締役・使用人が、職務執行に関しての不正行為、法令・定款違反行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見した場合に、自己の所属長への通報および内部通報することができる体制、ならびに、社内の会議体を通じて、当社監査役へもこれらの情報が共有される体制を構築・運用する。なお、当社監査役は社内の会議体を通じて共有された情報に関し、必要と判断した場合、通報者に直接確認することができる。

前号の報告をした当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を行った使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予め予算に計上する。

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について意見交換をする等、密接な連携を図る。当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

財務報告の信頼性を確保するための体制
代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用状況などを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨む。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。また、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも緊密に連携をとり、体制の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨む。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。また、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも緊密に連携をとり、体制の強化を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月23日開催の定時株主総会決議に基づき「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、その後、平成26年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、旧プランを一部改訂のうえ更新いたしましたが、旧プランの有効期間が平成29年に開催される当社定時株主総会終結のときまでとなっていたため、平成29年6月23日開催の定時株主総会において、旧プランを一部改訂のうえ、更新することが決議されました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。)

本プランの中で、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）と基本方針に照らして不適切な大規模買付提案であるかどうかを判断する手続きとしての「大規模買付ルール」を定めております。基本方針及び大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ「コーポレートガバナンス」「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（<http://www.suncall.co.jp/cgi-bin/topics/governance.cgi>）

【会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針】

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

【大規模買付ルール】

大規模買付ルールとして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえ、株主の皆様当に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めています。具体的には、大規模買付者への「買付説明書」による買付関連情報の提供要求、「取締役会検討期間」の設定、株主の意思を確認するための「株主意思確認総会」又は「書面投票」、対抗措置としての「新株予約権の無償割当て」等の手続きを定めています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



